

神奈川県警察点検実施要綱の制定について（例規通達）

昭和36年12月23日
例 規
神教発第300号
各所属長あて 本部長

この度、警察点検規範（昭和29年8月5日警察庁訓令第12号。以下「規範」という。）の一部が改正され、併せて通常点検実施要領（昭和35年4月1日警察庁警務局長通達27号）が制定実施されたので、これに伴い、神奈川県警察点検実施要綱を別添のとおり制定し、本年12月1日から実施することにしたから、部下職員に周知徹底させ、誤りのないようにされたい。

おって、次の例規通達は廃止する。

「捕じようの規格並びに取扱いの改定について」（昭和26年3月8日神教発第60号）及び「警察点検実施要領について」（昭和29年12月14日神教第117号）一部改正〔平成6年例規8号神教発234号〕

記

第1 制定の趣旨

本県警察本部の「警察点検実施要領」は、通常点検についてのみ規定し、規範に基づく特別点検、物品点検に関する総合的な規定がなかつたので、今回規範の一部改正に伴い実施要領が制定施行された機会に通常点検、特別点検、物品点検を総合した細部について規定し、実施面の統一を期するために制定した。

第2 規範及び実施要領中の疑義の点に対する補足説明

- 1 規範第9条第3号中の「警部が多数のときは」の多数とは、2人以上という意味ではなく、少なくとも受検者（部隊）より警部が多いようなときをいう。
- 2 部隊が2個大隊以上にわたる場合の大隊間の間隔、距離は規範第3条の規定で適宜開かせる。
- 3 規範第12条第1項及び第6項における点検官に対する指揮官の行なう部隊の敬礼は、「注目」の号令とともに上体を半ば左に向けると同時に点検官に拳手注目の敬礼を行なう。
- 4 通常点検実施要領（平成6年1月24日付け警察庁丙教発第12号。以下「実施要領」という。）別表第2（指揮官の要領）中の指揮官が、点検官に報告する位置、指揮する位置等へ移動するときの発進は、目標に正対すると同時に手を腰にとり、後ろ足から発進する。
- 5 実施要領別表第1（点検官の要領等）中の回転式けん銃の場合の「銃の中央部」とは、弾倉部を指す。
- 6 実施要領別表第3（男性警察官の受検要領）及び別表第4（女性警察官の受検要領）中の「上腹部」とは、身体のみぞおちの辺りを指す。

7 警笛の結着について

警笛のひもは、中心から二つに折り、折り返えし部を警笛の輪にとおして「返えし結び」(折り返えしの輪に末端部をとおして引く)とし、約10センチメートルのところで「留結び」にして末端部の1本のひもを手錠の鍵穴にとおして「本結び」に結着する。

一部改正〔平成6年例規8号神教発234号・14年例規54号神教発1114号神装発372号〕

神奈川県警察点検実施要綱

第1 総則

1 点検の実施

神奈川県警察官に対する点検は、警察点検規範(昭和29年警察庁訓令第12号。以下「規範」という。)及び通常点検実施要領(平成6年警察庁丙教発第12号。以下「実施要領」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

2 点検官及び指揮官

- (1) 点検官は、点検が神奈川県警察の全部署にわたる場合は本部長、本部各部において行う場合は各部長、各所属においてはそれぞれの長とし、指揮官は、点検官の次席者とする。
- (2) 前号以外の場合による点検のときは、最上級者を点検官とし、点検官の次席者を指揮官とする。
- (3) 点検官又は指揮官の事故があるときは、順次その次席者が代理する。
- (4) 点検官は、必要により別に指揮官を指定することができる。

3 列外者

- (1) 列外者の整列順序は、上級者を右翼とし、同級者にあつては身長順とする。(規範9 1 6)
- (2) 列外者の点検官に対する敬礼は、挙手注目(私服員は室内の敬礼)の敬礼を行う。(規範12 7)

4 随行員

- (1) 点検官に随行員のある場合は、随行員は点検官を補佐する。
- (2) 随行員の整列位置は、列外者の右翼とし、点検官が各列を通過して点検する場合は点検官に随行する。

5 副官

- (1) 指揮官に副官のある場合は、副官は指揮官を補佐する。
- (2) 副官は、点検の開始及び終了時に部隊の敬礼を行なう場合のほかは、適宜のところに位置し、指揮官が点検官に随行する場合は、指揮官に随行する。
- (3) 副官の点検官に対する敬礼は、指揮官の敬礼に準じて行なう。

6 私服員

私服員の点検は、制服員の要領に準じて行なう。

一部改正〔平成6年例規8号神教発234号・14年例規54号神教発1114号神装発372号〕

第2 通常点検

1 実施の基準

実施の基準は、次のとおりとする。(規範6)

- (1) 警察署においては、原則として毎日行う。
 - (2) 警察本部の各部又は各部の分課、市警察部及び相模方面本部においては、原則として3か月に1回以上行う。
 - (3) 部の附属機関及び警察学校においては、原則として月に1回以上行う。
- 2 女性警察官の手錠の収納箇所
手錠入れとする。ただし、帯革を装着しない場合にあつては、肩掛けかばんとする。
(規範7 2 3)
- 3 実施隊形
大隊編成の場合は、第1図の隊形によつて行う。(規範10)
- 4 点検官の動作
- (1) 点検官は、部隊のおおむね中央に位置する。
 - (2) 点検官は、姿勢、態度及び服装の点検を行う場合は、第1列、第2列、第3列の順序で各列とも右翼から左翼へ通過し、その背後を左翼から右翼へ通過して行う。
(規範12 3)
- 5 指揮官の動作
指揮官は、点検官に対して部隊の敬礼を行うときは、「点検官に」という指示をした後「注目」、「なおれ」の号令を用いる。(規範12 1、実施要領別表第2)
- 6 検査官の動作
- (1) 検査官は、点検の補助を行うときは、各列の右翼から左翼へ通過して行う。ただし、状況により左翼から右翼へ通過して行うことができる。
 - (2) 検査官が引き続いて点検の補助を行うときは、右翼又は左翼の側面約2歩のところに位置し、隊列に正対する。
- 7 列員の動作
- (1) 番号
番号は、小隊にあつては第1列右翼きよう導の次の者から呼称し、中隊及び大隊にあつては、各小隊ごとに前記に準じて行う。
 - (2) 警察手帳
警察手帳を納める際、手帳にひもを巻き付けるときは、右手を上腹部の前方約10センチメートルの位置にし、手帳のひもの結着部を右下にして、左手で約2巻きとする。(規範12 1、実施要領別表第3、第4)
 - (3) 警棒及び手錠
警棒を取り出す、伸ばす及び納める際並びに手錠を取り出す及び納める際の上腹部の高さの位置で行う動作は、上腹部の前方約10センチメートルの位置で行う。(規範12 1、実施要領別表第3、第4)
 - (4) 警笛
ア 吹鳴の順序は、「吹け」の号令で中隊編成の場合は、第1小隊長から始め、第1小隊の右翼から順次第3小隊の左翼に至り、続いて同じ要領で第2列、第3列の順序で吹鳴する。大隊編成の場合は、第1中隊長から始め、第3小隊の右翼から第3中隊、第3小隊の左翼に至り、以下中隊編成の場合に準じて行う。(規範1

2 1、実施要領別表第3、第4)

イ 吹鳴の要領は、「吹け」の号令で中隊編成の場合は小隊長が、大隊編成の場合は中隊長及び小隊長が吹鳴した後、1番員及び2番員は同時に吹鳴の動作を行い、1番員の吹鳴が終わってから2番員が吹鳴する。3番員は1番員の吹鳴が終わり元の姿勢に戻ると同時に吹鳴の動作を行い、以下前記要領を順次繰り返して吹鳴する。(規範12 1、実施要領別表第3、第4)

(5) けん銃

ア 受検者が点検官から回転式けん銃(以下(5)において「けん銃」という。)を受け取るときは、けん銃に注目しながら右手で銃把の末端部を上からつまむように持ち、同時に左手中指及び薬指を弾倉の下から差し込み、これを親指とで弾倉を握り、人さし指を銃身付け根部分の下方に・小指を撃鉄の下方に添えて伸ばし、けん銃を支えるようにして受け取り、銃床部を体の中央前に、ほぼ腰の高さの前方約15センチメートルに位置し銃口を左斜め下方に向けてけん銃を支え、右手を銃から離す。(規範12 1、実施要領別表第1、第3、第4)

イ 受検者が点検官からけん銃を受け取り弾倉にたまを装てんした後、弾倉を閉じるときは、S & Wミリタリーポリス等たまを6発装てん可能なけん銃にあつては、たまの装てんされていない薬室を銃口の位置に合せて弾倉を閉じる。(規範12 1、実施要領別表第3、第4)

8 私服員の点検

(1) 携帯品の収納個所

警察手帳は、上衣の左上内側ポケット(手帳のひもは上衣の左内側ポケットのボタンにかける。)に、警笛は、上衣の右下ポケットに、警棒、手錠及びけん銃は帯革に付け、上衣の下に装着する。ただし、けん銃つりひもは付けない。

(2) 動作

ア 警察手帳を出すときは実施要領に準じて行い、納めるときは、注目しながら左手を添えて手帳を閉じ、ひもを外巻きに巻きつけ、左手で上衣の左前襟を前方に開き、速やかに納め、頭を元の位置に戻すと同時に両手を垂れる。

イ 警笛を出すときは、右手で出し、納めるときは右手で納め、納めると同時に右手を垂れる。

一部改正〔平成6年例規8号神教発234号・14年例規54号神教発1114号神装発372号〕

第3 特別点検

1 実施基準

特別点検は、通常点検の機会をとらえて行うものとする。

2 特別点検の隊形

特別点検の開始及び終了時の隊形は、規範第10条の隊形に整列させ、通常点検と同じ要領で部隊の敬礼、人員報告、点検の開始及び終了の報告を行う。(規範19、実施要領別表第2)

3 報告の要領

特別点検の報告は、次の要領による。

- (1) 人員及び点検を受ける前の報告は、「指揮官以下 名 の特別点検を受けます。」
- (2) 終了の報告は、「 の特別点検終了します。」

4 礼式の点検

(1) 実施隊形

実施隊形は、規範第10条の隊形を基準とする。(規範15 2)

(2) 指揮官の動作

ア 指揮官は、受礼者を定め、列員を実施隊形に集合させ、列員に対しあらかじめ、出発点及び動作終了後の整とん線並びに実施種目その他必要事項を指示した後、指揮の位置につき、「休め」の号令を下し、次に「始め」の号令を下す。ただし、警棒による敬礼を行わせる場合は、「休め」の号令の前に「警棒をとれ」の号令を下す。

イ 指揮官は、全員が動作を終了したときは、列員を元の位置に復させる。ただし、警棒による敬礼の動作を行わせた場合は、元の位置に復させる前に「警棒を納め」の号令を下す。

(3) 列員の動作

ア 室内及び室外の敬礼、物品の授受及び氏名申告の場合(第2、第3図参照)

(ア) 列員は、「始め」の号令で第1列、第2列、第3列の順序で右翼から順次基本の姿勢をとり、その位置から最短距離を通つて出発点に至る。

(イ) 出発点に至つたときは、最初の者は直ちに、その他の者は前者が動作を終えて出発点の左方を通過したときに出発する。

(ウ) 動作の終つた者は、度の深い「左向け」をして発進し、部隊の左翼を通過して後方の整とん線で「左向け前へ」をし、自己の整とん位置に停止し、「左向け」をして「休め」の姿勢をとる。

イ 行進間の敬礼(第4図参照)

(ア) 列員は、「始め」の号令で第1列、第2列、第3列の順序で右翼から順次基本の姿勢をとり、各列の最右翼は、その位置から、その他の列員はその列の最右翼員の位置に移動した後、最短距離を通り出発点に至る。

(イ) 出発点に至つたときは、最初の列員は直ちに、その他の列員は前者がおおむね受礼者の前を通過したとき出発し、部隊の左翼の延長線を通過したとき「左向け前へ」をし、部隊の左翼を通過して後ろの整とん線で「左向け前へ」をし、自己の整とん位置に至つて停止し、「左向け」をして「休め」の姿勢をとる。

ウ 警棒を外し、又は納める場合

(ア) 列員は、「警棒取れ」の号令で警棒を外して手に持つときは、実施要領別表第3の警棒を取り出す要領で右の手のひらに警棒をのせ、伸ばす要領で警棒を伸ばして基本の姿勢をとる。

(イ) 「警棒納め」の号令で警棒を納めるときは、実施要領別表第3の警棒を納める要領で警棒を納めて基本の姿勢となる。

5 教練の点検

(1) 指揮官の動作

ア 指揮官は実施種目のうち、各個教練を行うときは、「1列横隊に 集まれ」の

号令で列員を規範第10条の隊形から1列横隊に集合させ、次に「 番基準、間隔歩に開け」の号令で列員の間隔を開かせる。

イ 指揮官は、各個教練が終つたときは、「元の隊形に 集まれ」の号令で列員を規範第10条の隊形に集合させる。

(2) 列員の動作

列員は、規範第10条の隊形から1列横隊に集合するときは、右から第1、第2、第3分隊の順序で整列する。

6 逮捕術の点検

(1) 実施隊形

実施隊形は、2列（必要によりその他の偶数列）横隊とする。（規範3、17 2）

(2) 実施方法

実施方法は、次のうちから適宜実施する。

ア 基本訓練

イ 複合訓練

ウ 自由訓練

(3) 指揮官の動作

指揮官は、状況により、けん銃、上衣等を取らせ、「2列（必要によりその他の偶数列）横隊に 集まれ」の号令で集合させた後、適宜次の号令を用いて実施する。

ア 相対動作を行わないとき

「第1列 歩（第2列 歩……）前へ 進め」

「第 列 番基準間隔 歩に開け」

イ 相対動作を行うとき

「第 列（第 列）回れ右」

ウ 終了したとき

「第 列 番基準元の位置に集まれ」

(4) 列員の動作

列員は、規範第10条の隊形から2列横隊に集合するときは、第2分隊の分隊長及び奇数員は第1分隊に、偶数員は第3分隊に入り、おおむね身長順に整列する。

7 けん銃操法の点検

(1) 実施隊形

実施隊形は、1列横隊とする。（規範18 3）

(2) 指揮官の動作

ア 指揮官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）第14条に規定するけん銃の安全規則の厳守、その他必要な事項を指示した後、「 番基準間隔 歩に開け」の号令で列員の間隔をとらせる。

イ 指揮官は、けん銃操法を行わせるときは、実施区分ごとに「たまを抜け」（自動式けん銃の場合は）「弾倉をはずせ」の号令でたまを抜き出させ、次に「弾倉を改め」（自動式けん銃の場合は）「薬室を改め」の号令でたまの有無を確認させた後、「弾倉を開け」（自動式の場合は銃を出せの姿勢）の号令でたまの有無を確認する。

ウ 指揮官は、実施種目が終わったときは、「元の隊形に 集まれ」の号令で集合させ、元の位置に復させる。

一部改正〔平成6年例規8号神教発234号・14年例規54号神教発1114号神装発372号〕

第4 物品点検

1 実施基準

物品点検は、年1回以上行うものとする。

2 実施隊形

物品点検は、次の隊形により実施する。

(1) 室外で実施する場合は、規範第10条の隊形を基準とする。

(2) 室内で実施する場合は、適宜の隊形で行なう。

3 指揮官の動作

(1) 指揮官は、あらかじめ列員に対し、物品の配列の方法、その他必要事項を指示し、実施体形により各列間の距離を開かせ、「配列」の号令で物品を配列させた後、配列場所の後方1歩のところ position させる。(規範22)

(2) 指揮官は、前項の隊形で点検官に対して、通常点検と同じ要領で部隊の敬礼、人員報告、点検の開始及び終了の報告を行う。(規範25、実施要領別表第2)

(3) 点検が終わったときは、「納めて解散」の号令で、各列員に物品を持たせた後解散させる。(規範23)

4 列員の動作

列員は、「配列」の号令で、あらかじめ指示された方法により物品を配列する。

一部改正〔平成6年例規8号神教発234号・14年例規54号神教発1114号神装発372号〕

第1図、第2図、第3図、第4図省略